

平30福個答申第3号
平成30年8月7日

福岡市長 高島 宗一郎 様
(市民局総務部区政課)

福岡市個人情報保護審議会
会長 村上 裕章
(総務企画局行政部情報公開室)

保有個人情報の開示請求に係る却下決定処分に対する
審査請求について (答申)

福岡市個人情報保護条例(平成17年福岡市条例第103号)第49条第1項の規定に基づき、平成29年4月4日付け市区第1428号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申いたします。

記

諮問第123号

「不正手続に係る告発等の書類に記載された個人情報」の却下決定処分に対する審査請求

答 申

1 審議会の結論

「不正手続に係る告発等の書類に記載された個人情報」（以下「本件個人情報」という。）について、福岡市長（以下「実施機関」という。）が行った却下決定処分（以下「本件処分」という。）は妥当である。

2 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、実施機関が審査請求人に対して行った、本件個人情報に係る平成29年2月13日付けの本件処分を取り消すとの裁決を求めるというものである。

(2) 審査請求の経過

- ① 平成29年2月6日、審査請求人は、実施機関に対し、条例第18条の規定に基づき、本件個人情報の開示請求を行った。

なお、審査請求人は、保有個人情報開示請求書に次のように記述している。

「平成〇年〇月〇日に東区役所市民課窓口で請求人が行った不正手続による告発又は告訴処分に係る起案書（類する書類を含む）あるいは口頭通告に係る報告書（類する書類を含む）」（表現を一部補正）

- ② 平成29年2月13日、実施機関は、本件個人情報は条例第70条第2項に規定する保有個人情報に該当することを理由に本件処分を行い、その旨を審査請求人に通知した。

- ③ 平成29年2月20日、審査請求人は、本件処分について、これを不服として審査庁に対して審査請求を行った。

3 審査請求人及び実施機関の主張の要旨

(1) 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書によると、本件処分に関して、おおむね次のように主張している。

却下の理由を条例第70条第2項とする合理的根拠が存在しない。

請求事案は適切に処理がなされており、これに係る開示を求めたものではなく、適切な行政事務の存在を請求したものである。関係書類を確認すると誤認事実、個別感情の優先が見られ、適切な業務手続が不自然で、かつ不透明であり、これらの確認を求めた請求の却下は不当であるので審査を請求する。

(2) 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書及び平成30年7月18日の当審議会審査請求部会における口

頭意見陳述によると、本件処分に関して、おおむね次のように主張している。

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第45条第1項には「刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判，検察官，検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分，刑若しくは保護処分の執行，更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報（当該裁判，処分若しくは執行を受けた者，更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）については，適用しない。」とある。本件個人情報は，条例第70条第2項に規定する，「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第45条第1項に規定する保有個人情報に相当する保有個人情報」であり，実施機関が行った請求却下決定処分は正当なものである。

4 審議会の判断

上記のような審査請求人及び実施機関の主張に対して，当審議会は次のとおり判断する。

(1) 本件個人情報について

本件個人情報は，「平成〇年〇月〇日に東区役所市民課窓口で請求人が行った不正手続による告発又は告訴処分に係る起案書（類する書類を含む）あるいは口頭通告に係る報告書（類する書類を含む）に記載された個人情報」である。

実施機関は，本件個人情報は条例第70条第2項に規定する保有個人情報に該当することを理由に本件処分を行っている。

そこで，当審議会では，本件個人情報について，条例第70条第2項に規定する保有個人情報の該当性を検討する。

(2) 条例第70条第2項に規定する保有個人情報の該当性について

条例第70条第2項には，「第3章の規定は，行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第45条第1項に規定する保有個人情報に相当する保有個人情報については，適用しない。」と規定されている。

「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第45条第1項に規定する個人情報」とは，「刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判，検察官，検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分，刑若しくは保護処分の執行，更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報（当該裁判，処分若しくは執行を受けた者，更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）をいう。

これらの保有個人情報については，個人の前科・前歴，逮捕歴等を示す情報を含んでおり，開示請求等の対象とすると，本人の前科等を審査するために用いられるおそれがあり，本人の社会復帰を妨げる等の弊害が生じる可能性があることから，第3章（開示，訂正及び利用停止）の規定を適用除外としている。

本件個人情報は，刑事事件に関係し得る情報であると認められることから，条例第70条第2項に規定する保有個人情報に該当する。

以上により，実施機関が本件個人情報について行った本件処分について，「1 審議会の結論」のとおり判断する。

5 審議の経過

年 月 日	審 議 の 経 過
平成29年 4 月 4 日	審査庁から諮問
平成29年 6 月 29 日	実施機関から弁明意見書を受理
平成30年 5 月 23 日 (第192回審査請求部会)	審議
平成30年 7 月 18 日 (第193回審査請求部会)	実施機関から意見聴取及び審議
平成30年 7 月 30 日 (第194回審査請求部会)	審議